

産業廃棄物処分量許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名 株式会社赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦

許可の年月日 平成30年 9月24日
許可の有効年月日 令和 5年 9月23日



複写無効

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理
		破碎
(1)	木くず	○

以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

(備考)

・「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設（移動式）

設置場所	鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の建設工事現場	
施設保管場所	鳥取県西伯郡大山町石井垣字向山332番1	
設置年月日	平成18年 9月27日	
処理能力	木くず	392トン/日（49トン/時間×8時間/日）
許可年月日	平成18年 8月2日（変更許可）	
許可番号	第200600057019号（変更許可）	

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 8月29日 更新許可
令和 2年 8月13日 変更届（氏名、住所の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無